

茨城県立磯原郷英高等学校 不祥事根絶校内ルール

本校は、地域の伝統及び文化を継承し、地域と共に生き、地域、日本そして世界の明日を担う人財を育成することを学校のミッションとしています。このミッションの具現化のため、教職員は一丸となり日頃の教育活動に取り組んでいるところです。

しかしながら、県内外における一部の教職員による不祥事は後を絶たず、学校や教育そのものへの信頼を揺るがしかねない憂慮すべき事態にあります。この状況を、本校においては「自分ごと」と捉え、法令遵守やコンプライアンスにおける意識と取組を見直し、以下の取組を校内ルールとして共通理解を持ち、意を新たに本校のミッションの実現に取り組んで参ります。

1 法令遵守・コンプライアンス意識の向上に係る取組

- (1) 教育公務員として服務・規律を理解し、法令遵守、高い倫理観及び規範意識が求められることを自覚して職務の遂行にあたる。
- (2) 不祥事を起こした時の周囲への影響（教育、学校、同僚、生徒、保護者、関係者、地域、自身の家族とその後の生活）を具体的に想像し、一人一人が不祥事の報を「自分ごと」として捉え、「One IBARAKI」等を活用し自身の振り返りや研修に取り組む。
- (3) 教育に関わる教職員一人一人が、生徒の心身の発達とこれからの社会を担う人財の育成に携わることについての重責を自覚して職務を遂行する。
- (4) 互いに尊重し、支え合って組織として職務にあたり、風通しのよい職場づくりに努める。しかし、他の教職員の言動に気になることがあれば黙認せず、互いに指摘したり、管理職に報告したり、相談したりする。
- (5) 教職員は「働き方改革」に努め、生活の中でストレス管理に留意する。同時に、管理職は面談や声かけをとおして、教職員の心身の疲労やストレスに気を配り、教職員の心身の健康の維持を支援する。

2 不祥事防止のための具体的取組

- (1) 生徒指導・支援
 - ① 体罰や暴言は許されないという認識を持ち、自己の言動を振り返り、アンガーマネジメントの理解と実践に努め、生徒理解に基づいた生徒指導及び支援を行う。
 - ② 生徒対応は原則複数人で行い、情報を共有し組織的な指導を徹底する。
 - ③ 対症療法としての生徒指導だけでなく、生徒の自己指導能力の育成の視点に立った積極的な生徒指導及び支援に取り組む。

(2) わいせつ（盗撮等含む）・ハラスメント

- ① 法令やコンプライアンスを遵守し、互いの人格を尊重し、教育公務員として公私ともに自覚のある言動に努める。
- ② 電子機器及び電子データ（画像等含む）の取扱いについては法令に則り適正に行う。
- ③ 校内外の相談窓口を広く紹介して相談しやすい環境を整え、生徒や教職員が安心・安全な生活が送ることができる環境を整える。

(3) 交通関係

- ① 道路交通法等の法規や運転マナーを守り、安全運転を行う。
- ② 飲酒をする場合は運転しない。また、酒席等では他者に飲酒を強要せず、同時に、車で来た人には飲酒を勧めない。加えて、互いに帰路の交通手段を確認する。
- ③ 原則、生徒を自家用車へ同乗させない。（緊急の救急業務は除く。）

(4) 個人情報保護・情報セキュリティ

- ① 日頃から職員室及び業務スペースの整理整頓を行い、考査の答案等、個人情報に係る書類等の紛失、流出、誤廃棄の防止に努める。
- ② インターネット上で個人情報を取り扱う際は、メールやGoogle Forms の設定を複数人で確認する等、ルールに則り適切に行う。
- ③ 情報セキュリティに係る研修を行い、日頃から知識をアップデートし、組織的に策を講じ、事故防止に努める。

(5) 会計処理・施設管理

- ① 学校徴収金の執行については、複数の教職員による審査と定期検査（年3回）及び全体検査（年1回）の確実な実施により不正を許さない環境づくりに取り組む。
- ② ネットバンクの積極的な活用等、可能な限り現金を持たない・取り扱わない取組を確立する。
- ③ 担当者による日常点検や安全点検の定期的な実施により、施設・設備の破損による危険を未然に防止するとともに安心・安全な教育環境の整備を計画的に行う。

令和8年4月